

大津町被災支援のまとめ

平成30年
2月26日現在

住宅自立再建関連

■宅地耐震化推進（拡充）事業

小規模な盛土造成宅地の滑動崩落の防止や、避難路（道路）などを保全するため、地震により被害を受けた宅地擁壁被害の対策を支援します。詳しくはお問い合わせください。

●対象

避難路（道路）などに影響する擁壁の復旧工事

●要件（次のすべてに該当すること）

- ①盛土の高さが2m以上
- ②盛土の上に家屋が2戸以上
- ③盛土が避難路（道路）、鉄道、河川に面している
- ④擁壁が壊れている（ひび割れや目地詰りなどの補修ではない）
- ⑤復旧工事に着手していない。

●問い合わせ 都市計画課 ☎096（293）4011

戸建木造住宅の耐震診断

県内にある戸建木造住宅の所有者を対象に住宅の耐震診断をするときの耐震診断士の派遣補助を県が行います。必要書類や、詳しい内容についてはお問い合わせください（費用には別途振込み手数料が必要）。

●対象者 住宅所有者

●対象建築（次のすべてに該当すること）

- ①戸建木造住宅で居住中のもの
- ②従来軸組工法、枠組壁工法または伝統的構法で建築、地上3階以下のもの
- ③昭和56年5月31日以前に着工したものまたは昭和56年6月1日以降に着工し

被災宅地復旧への支援

被災者に対して被災宅地の復旧に関する経費の一部を支援します。詳しくはお問い合わせください。

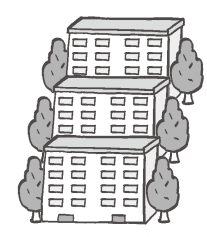
●対象 のり面の復旧工事、擁壁の復旧工事、住宅基礎の傾斜修復工事、地盤の復旧工事など

●補助額（次の式で計算した金額）

（工事費 ー 50万円）× 2/3

※対象工事費は1,000万円が限度

災害公営住宅関連



災害公営住宅

「平成28年熊本地震」によって住宅を失い、自力での住宅再建が難しい人を対象とした賃貸住宅です。国の補助を受けて建設・整備します。

●対象（全ての条件を満たすことが必要）

- ①「平成28年熊本地震」によって大津町内にあった住宅を失った人
- ②仮設住宅（みなし仮設を含む）や、避難先に居住し、住宅に困窮している人

- ③入居を申し込む人とその同居する予定の人が暴力団関係者でないこと
- ④住宅再建に関する補助金（生活再建支援金の加算支援金など）を受け取っていないこと。

●災害公営住宅家賃について

・応急仮設住宅とは異なり、災害公営住宅の場合は家賃の支払いが必要です。・家賃は、「入居世帯の収入」、「住宅の広さ」、「建築方法」によっても変わります。

・平成31年4月15日以降の入居は通常の公営住宅と同じように入居時の収入要件が追加されます。

・入居後は通常の公営住宅と同じように年に一度の収入報告が必要になります。その時点で収入要件より高い所得の世帯は退去をお願いする場合があります。

震災を忘れない 大津町 復興シンポジウム

- 日時 4月14日（土）午後1時～午後4時
- 場所 町生涯学習センター文化ホール
- 内容 事例公演 西原村議会議員 堀田 直孝さん
記念公演 宮城県東松島市前市長 阿部 秀保さん

※内容は変更になることがあります。

●問い合わせ 総務課 地域安全係 ☎096(293)3111



宮城県東松島市前市長
阿部 秀保さん

たもので「平成28年熊本地震」により被災したことが確認できるもの

●診断費用

- ・住宅の図面（※がある場合）申請者負担額 5,500円
- ・住宅の図面（※がない場合）申請者負担額 19,000円

※住宅の図面とは……現況と図面が一致し、寸法、筋かいの位置・仕様が明示されているもの。

●問い合わせ 役場都市計画課

☎096（293）4011

戸建木造住宅の耐震改修等事業

被災した住宅の耐震改修や、耐震基準を満たさない住宅の耐震改修などの費用の一部を補助します。

●対象建築物

- ①「平成28年熊本地震」で被災したものまたは昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ②戸建木造住宅で、現在居住中のもの
- ③現在住宅所有者が住んでいるもの
- ④従来軸組工法、枠組壁工法または伝統的構法で建築、地上3階以下のもの

●対象事業・支給額

補助事業	補助率	補助上限
耐震改修設計	2/3	20万円
耐震改修工事	1/2	60万円
シェルター工事	23%	20万円
建替工事		60万円

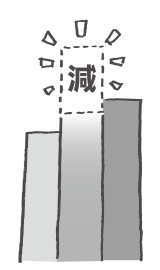
●災害公営住宅建設

- 平成31年3月入居予定
- ・引水災害公営住宅（仮）
- ・山村広場災害公営住宅（仮）
- 平成31年8月入居予定
- ・立石災害公営住宅（仮）
- 平成32年1月入居予定
- ・町営グラウンド災害公営住宅（仮）

※今後、変更になる場合があります。

●問い合わせ 住民課 住宅係 ☎096（293）3112

その他、減免など



●被災家屋の軽減

「平成28年熊本地震」のり災証明書の区分が「半壊以上」の場合は対象家屋の平成29年度固定資産税が軽減されます。

●減失した家屋の固定資産税

「平成29年1月1日」時点で解体などにより減失している家屋は平成29年度の固定資産税が課税されません。

対象となる人で課税されている場合は手続きが必要です。

●被災代替家屋・償却資産特例

被災して減失または、解体した家屋などの代わりに新たに取得した家屋や償却資産

※補助事業によって対象要件が異なりますので詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 役場都市計画課 建築係 ☎096（293）4011

土砂災害特別警戒区域内への支援

土砂災害特別警戒区域（以降レッドゾーン）内の人には、移転費用の一部を支援し、移転が困難な人へは、現住宅再建に必要な住宅補強費の一部を支援します。

●対象者 レッドゾーン内の住宅に区域指定前から住み、「平成28年熊本地震」の居住者用り災証明書が「全壊」、「大規模半壊」などで、再建（移転・建て替え）が必要な人。

●補助金額

①住宅移転費支援事業

- 交付条件
- ・これまで住んでいた住宅の除却
- ・レッドゾーン外への移転
- ・熊本県内への移転

○補助限度額 一戸あたり300万円

※住宅除却費、移転経費、住宅建設・購入費、賃貸住宅に入居する際の賃貸費（1年間）などが含まれます。

②住宅補強支援事業

○補助対象になる経費

・現地（レッドゾーン内）での建て替えまたは部分建て替えに必要な建築基準法に規定された住宅補強工事費用とその設計費用

○補助限度額 一戸あたり150万円（対象経費の1/2相当額）

●問い合わせ 総務課 地域安全係 ☎096（293）3111

がある場合、翌年から4年度固定資産税が軽減されます。

対象となる人は申請が必要です。必要なものなどはお問い合わせください。

●被災住宅用地特例

被災前から後も住宅の敷地として利用している土地には現在、住宅用地の税負担を軽減する特例が適用されています。

被災家屋を解体し、減失した場合でも平成29・30年度は継続して特例が適用されます。

●問い合わせ 税務課 固定資産税係 ☎096（293）3117

国民健康保険税

居住者用り災証明書の区分が「半壊以上」の人は平成29年4月から9月分までの国民健康保険税が減免されています。

新たに居住者用り災証明書の区分が変更になって「半壊以上」になった人などは申請をお願いします。

●対象期間 平成29年4月～9月

●問い合わせ 税務課 固定資産税係 ☎096（293）3117

国民年金保険料減免

住宅や家財、その他の財産で被害額が2分の1の損害を受けた人は、国民年金保険料の免除や学生の国民年金保険料の納付猶予を受けることができます。

免除には申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 住民課 住民係 ☎096（293）3112